

## 第25回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年7月25日（金） 午前11時10分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について

日程第 7 議案第 4号 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について

日程第 8 報告第 1号 第2回農地小委員会の報告について

日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第10 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員 農業委員

1 番委員 新田 義修

2 番委員 吉清水 秀明

3 番委員 主濱 学

4 番委員 佐藤 恵一郎

5 番委員 熊谷 喜彦

6 番委員 高橋 敏彦

7 番委員 勝田 徹

8 番委員 太田 豊

9 番委員 駿河 信一 以上9名

### 農地利用最適化推進委員

南部地区担当 佐藤 桂

中部地区担当 藤村 与志夫 以上2名

### 5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	総括主査	佐藤 泰生
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣

開会時刻 令和7年7月25日（金） 午前11時10分

佐々木事務局長 只今より第25回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立します。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と2番吉清水秀明委員を指名します。  
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第25回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年6月26日から令和7年7月25日までの分となります。議案書は2ページから4ページまでをご覧ください。

（第24回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主査

それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は6ページをご覧ください。

整理番号1番は、当事者間の調整により譲受人が贈与されることになった案件です。譲受人は新規就農者になりますが、自家消費目的であることから、事前に提出された営農計画書等を現地調査の担当委員が確認を行ったところサトイモやジャガイモ等を作付する予定で必要な労働力等から就農には問題がないと判断されました。申請地は平成11年に住宅建築を目的に農地転用許可を受けていたため農地台帳からは外れていましたが転用事業に着手することなく現在に至っており、今回所有者からの申し出を受けて改めて農地台帳に登載し耕作を希望する譲受人に所有権を移転することとなりました。

整理番号2番は、遠方に居住する所有者が相続した農地の耕作が困難であることから農業者である市内在住の親族に譲り渡す案件です。

整理番号3番は、当事者間の調整により隣接する市外の農地と併せて農業者である譲受人が買い受けることとなった案件です。

以上から、議案第1号については議案書7ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、佐藤桂推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員

推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第1号について、令和7年7月16日に高橋農業委員及び佐藤推進委員と現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番から3番までの現地は、いずれも全て農地として利用できる状況であることを確認いたしました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は14ページから16ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は令和4年に農地法第4条による許可処分を行った営農型太陽光発電施設に対して、この程3年の許可期間が満了することから許可を更新する申請がなされたものになります。申請地は農振農用地区域となっておりますが、農地法の規定では農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には農振農用地区域の農地であっても3年以内の一時転用であれば認められるとされております。また、営農型太陽光発電の制度では太陽光パネルの支柱の基礎部分等について一時転用許可が必要と規定されており、その一時転用許可は再許可も可能とされております。ただし、許可にあたっては太陽光パネルの下部にあたる農地が適切に営農されていること等が条件とされており、申請にあたり制度所定の営農計画書等について申請者より提出を受け、この内容から、また今回は令和4年に最初の許可処分をしたものの更新となりますので、これまでの営農状況等も勘案した上でその可否を判断することとなります。加えて、許可された場合であっても毎年の提出義務がある実施状況報告書や農業委員会による現地調査等により営農状況が適切ではない、あるいは太陽光パネルが適切な営農に支障を及ぼしている等と判断される場合には再許可はできない他、期間の途中であっても指導等を経て許可を取り消すこと等もでき、その場合は一時転用の扱いであることから許可期間が終了したものとして発電設備一式を撤去の上で農地に復元することが必要とされており、これらの内容は許可時の条件として付されているところであります。提出された営農計画書によりますと、太陽光パネルの下部はミョウガを作付し県内のスーパーや産直施設に出荷して販売をして

いる他、無人販売所でも販売を行っております。なお、令和4年の初回許可以降、制度所定の実施状況報告書が定期的に提出されるとともに地域を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員においても定期的に農地の状況等について確認を行っているところですが、現在のところ特に問題は見られない状況です。最後に、資金計画ですが、この場合、制度の規定では太陽光発電施設を撤去することとなった場合の費用に対する資金を確認することとなっております、こちらは全額自己資金として金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

ここで関連がございますので、日程第8、報告第1号、第2回農地小委員会の報告について、農地小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長

農地小委員会委員長の高橋です。私の方から第2回農地小委員会の結果を報告します。議案書は30ページをご覧ください。

5月25日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、新規就農予定者に対する聞き取り調査及び営農型太陽光発電を行っている農地の営農状況の確認等を行いました。

先に議案第2号に係る営農型太陽光発電を行っている農地の営農状況の確認等についてですが、令和4年に許可を受けた案件が更新の時期になるため、これまでの営農状況及び申請者により提出された営農計画書について事務局の説明を交えて確認を行いました。地域の委員の現地確認では問題ないとのことであり今回の営農計画にも問題等は見られませんでしたので、農業委員会として指摘等は特にないと結論に至りましたが、引き続き下部の農地の耕作等適切に事業が行われるよう確認を続けていく必要があるとの認識で一致しました。

次にこの後の議案第3号に係る新規就農予定者に対する聞き取り調査についてですが、予定者は盛岡市に住む50代の男性です。予定者がこれまで勤務していた法人から独立し、その法人が借り受けていた農地の一部である鶉飼地域の畑約165アールを借り受けてネギの栽培による営農を計画しています。生産物は農協の系統出荷での流通等を予定しているとのことでした。本人は法人等で勤務していながら農業経験を積み、栽培や出荷販売等について知識を有していました。必要な農機具は法人から譲り受ける予定となっており、必要な労働力も現時点で問題なく、既に周囲の農家等からの協力を得ており機械置場等も確保できる見込みであるとのことでした。このように農業を行う意欲も十分であることから、総合的に判断して就農に問題はないものと見られました。なお、農地の貸借については本日の議案第3号において審議を行う予定となっております。

以上、第2回農地小委員会の報告といたします。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢第二小学校から北東へ約250メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側、南側及び北側は水路及び道路を挟み農地になっていました。また、太陽光パネルの下の農地はミョウガが作付されており、全体として適切に管理されているように見受けられました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号2番は、3番主濱委員が該当します。

つきましては、整理番号2番を先に審議し、次に整理番号1番及び3番から12番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

それでは、議案第3号のうち整理番号2番を審議いたします。議

事参与の制限があります3番主濱委員の退席を求めます。

(3番主濱委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち整理番号2番について補足説明いたします。議案書は18ページ及び23ページをご覧ください。

整理番号2番は、相続したものの耕作できないため、地域の農業委員が相談を受けて調整を図り地域の農業法人が借り受けることになった案件です。

以上、議案第3号のうち整理番号2番は農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号2番について、現地調査を実施しましたので報告します。

こちらの現地は、全て農地として利用できるよう管理されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号2番については原案のとおり決定いたしました。

3番主濱委員の入場を許可します。

(3番主濱委員入場)

議長 3番主濱委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案の

とおりに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号のうち整理番号1番及び3番から12番までを審議いたします。  
事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち、整理番号1番及び3番から12番までについて補足説明いたします。議案書は18ページから22ページまでと24ページ及び25ページをご覧ください。

整理番号1番は、これまで耕作していた農地に中間管理事業による権利設定をすることになった案件です。

整理番号3番は、昨年度の地域集積事業により地域の特定農業法人に利用権が設定された農地を規模拡大を図る地域の担い手が引き受けることになった案件です。

整理番号4番は当事者間の調整により借受者を変更する案件です。

整理番号5番から9番までは、これまで法人が借り受けていた農地を法人の職員として従事していた者が独立し新規就農者として農地を借り受けることとなった案件です。新規就農については、先程高橋委員長から報告がありましたように6月25日に開催した第2回農地小委員会において審議済みとなっております。

整理番号10番は、前回の総会でご審議いただいた特定の作業受委託を解約して耕作者と機構との直接契約に変更する案件と同じ案件ですが、当事者から期限までに契約内容の確認が取れなかったことから今回の案件となったものです。

整理番号11番及び12番は、昨年度の地域集積事業により地域の特定農業法人に利用権が設定された農地を規模拡大を図る農業者が引き受けることになった案件です。

以上、議案第3号のうち整理番号1番及び3番から12番までは農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件のうち整理番号3番から12番までは再配分の案件のため現地調査を省略しております。

本案件のうち整理番号1番の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番について、現地調査を実施しましたので報告します。

こちらの現地は、全て農地として活用されていることを確認しました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要

とされる各要件を満たしているものと見込まれます。  
以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号のうち整理番号1番及び3番から12番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第3号のうち整理番号1番及び3番から12番までについては原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第7、議案第4号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。  
なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課三上主査及び吉田主査が入室します。

(農林課説明員入場)

議長                   事務局より説明させます。

細川主任主査       議案第4号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は27ページ及び28ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更は定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は随時見直しに該当しております。

変更される整備計画の内容及びその中の農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている農地の状況等詳細につきましては、議案書の記載内容の他、この後、現地調査報告に続き農林課担当者による説明がなされます。

なお、今回の農業振興地域整備計画の変更に伴う農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている案件は3件となっております。

これらについて、農用地利用計画の変更内容が適当であると認められ農業振興地域整備計画の変更がなされた場合には、その後、今回の計画に基づいた農地転用許可申請が行われ、総会において農業委員会としての意見を改めてご審議いただくこととなります。

このうち整理番号1番は、農地法の手続を経ないまま転用事業が

行われたものであり、違反転用として国、県にも報告の上対応を進めているところでありますが、当該排水施設を必要とする隣接の分譲住宅地ではもう既に複数の居宅が建築されて居住が始まっており、それらの住民生活への影響が大きいこと等からやむなく追認案件として対応を進めさせていただこうとするものです。

また、整理番号2番は、長年、馬の厩舎やパドック等の農業用施設として利用されていたことから、委員による現地調査も行いました結果、既に農地性はないものとして本年2月の総会において農地法の適用外証明を行ったところですので、今回、農業用施設の用途指定が外れた場合でも農地転用許可を必要とする土地ではないということになります。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件のうち整理番号2番は第20回総会議案第6号において現地調査のうえ農地法の適用外証明を行っております。

つきましては、本案件のうち整理番号1番及び3番の現地調査報告を高橋委員にお願いします。

高橋委員

6番高橋です。それでは私の方から議案第4号について、転用事業が計画されている農地の現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、鶉飼小学校より北東へ350メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み農地、西側及び南側は宅地、北側は水路を挟み農地になっていました。

次に整理番号3番の申請地の位置は、岩手銀行滝沢支店より南東へ約730メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側及び北側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

続きまして農林課より説明をお願いします。

三上主査

農林課の三上と申します、本日はよろしくお願いたします。それでは私の方から、議案第4号であります滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)についてご説明させていただきます。

(議案書朗読説明)

以上で議案第4号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号は異議なしとすることに決定いたしました。  
ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退出)

議長 日程第9、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第11、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書31ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これをもって、第25回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年7月25日(金) 午前11時55分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 1 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 2 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和7年7月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一